

議第175号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則中第3項から第7項までを削り、第8項を第3項とし、第9項を第4項とし、第10項を第5項とする。

別表第1第8項第4号中「保育の実施」の右に「もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置」を加え、同表第10項中「設置者」の右に「（保育所の設置者を除く。）」を加える。

別表第3第2項第1号ク中「学校教育法」の右に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

別表第5第1項第4号イの表中

「建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する

る屋外階

を

- (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。）
- (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段
- (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

に改

め、同項第5号中「調理機能を有する設備」を「機能を有する調理用器具」に改め、別表第5第2項第2号ウおよびエを次のように改める。

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数
別表第5中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 運営規程の整備

(1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 保育所の目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日

エ 利用定員

オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由

カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

キ 緊急時における対応方法

ク 非常災害対策

ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

コ その他保育所の運営に関する重要事項

(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。

ア 乳児

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児

ウ 満3歳以上の幼児

6 運営の評価等

(1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。

(2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。

(3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。

付 則

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。